

第 1 回勉強会のまとめ

日時 8月9日(火) 午前10時～午後0時10分

内容

①条例の構成について

本文(条例)と解説(ガイドブック)の2本立てで構成する。

※本文は議会通過の必要があるため、条例として体裁の整った文体とすべき。

※ガイドブックがある事により、本文は簡潔に表現できる。

②条例の名称について

条例の内容・意義の判り易い名称とする。

例) あま市 まちづくりパートナーシップ条例

例) あま市 パートナーシップまちづくり条例

③主体について

※ガイドの存在を踏まえて、以下のようにする。

市民(市民・自治会・コミュニティなど)

事業者

市民活動団体(NPO・市民活動団体)

市

④目的として明記するもの

“まちづくり”

3町が一つになり、新しいまちづくり

“地域”

それぞれの地域の特色を生かし、学びあう。

⑤その他

市民活動支援センターの設置

- ・ネットワーク
- ・リーダーの育成
- ・活動支援
- ・活動資金の助成
- ・活動場所の提供
- ・備品や器具等の整備
- ・情報システムの整備

市民の定義

- ・住民だけではなく、市内での就業者や学生も含める。